県紋章

群馬県報

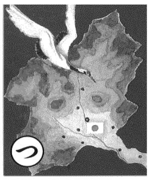

つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和３年３月３日（水）　号　外（第２号）

■　目　　次

ページ

公安委員会規則

○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則（警務課）　2

■　公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月３日

群馬県公安委員会委員長　石　田　弘　義

群馬県公安委員会規則第２号

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成１１年群馬県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第５条中第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、第１１号の次に次の１号を加える。

⑿　高崎北警察署（仮称）開設準備室に関すること。

第２８条第６号を削る。

第２９条に次の１号を加える。

⑹　高齢運転者対策室に関すること。

第４０条の３の次に次の１条を加える。

（高崎北警察署（仮称）開設準備室）

第４０条の３の２　警務課に、高崎北警察署（仮称）開設準備室を附置する。

２　高崎北警察署（仮称）開設準備室は、前橋市大手町一丁目に置く。

３　高崎北警察署（仮称）開設準備室の事務は、高崎北警察署（仮称）の開設準備に関することとする。

第４７条の２の２第１項中「運転免許課」を「運転管理課」に改め、同条第３項第３号中「（運転管理課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第５０条の６の見出し並びに同条第１項及び第２項中「交通安全対策統括官」を「運転免許統括官」に改め、同条第３項中「交通安全対策統括官」を「運転免許統括官」に、「交通安全対策に」を「運転免許に」に改める。

第５２条を次のように改める。

第５２条　削除

附　則

この規則は、令和３年３月１０日から施行する。

毎週火､金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111